「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に関するコメント

平成 22 年 9 月 10 日
有限責任 あずさ監査法人
監査実務従事者グループ

平成 22 年 7 月 6 日付で公表されました「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」について、当監査法人にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

１．範囲（会計基準案第 28 項）

会計基準案第 28 項において、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産及びストック・オプション会計基準に関連する会計基準等については、コンバージェンスの観点から本会計基準の対象外とされているが、対象外とする基準等を設けるにあたっては、結論の背景にその理由について、「コンバージェンスの観点」のみを理由とするのではなく、もう少し理由を明確に記述する必要があると考える。具体的には、①そもそも、国際的な会計基準がなぜ、これらを公正価値に関する基準を対象外としているのかについての説明、ならびに、②本会計基準では、国際的な基準と同様の範囲で対象外としているのであれば、その旨及び理由、また、国際的な基準と差異を設けているのであれば、その旨及び理由を記載する必要があると考える。

２．公正価値の概念

（市場参加者）（会計基準案第 5 項）

会計基準案第 5 項において、「市場参加者」を定義しているが、同項（1）ただし書きにおいて、「関連当事者間の取引であっても、その取引が市場参加者間の秩序ある取引として行われた場合は、その取引価格を公正価値を算定するにあたっての入力数値としても用いることができる」と定義の中で「市場参加者間」という用語を用いており、「市場参加者」の定義としては、適切とはいえないものと考えられ、定義として適切な文言に変更することが適当であると考える。

（資産又は負債に固有の要素）（適用指針案第 5 項）

「資産又は負債に固有の要素」については、会計基準案第 8 項では原則的な取扱いのみを記載し、詳細については、適用指針案第 5 項から第 8 項及び第 41 項から第 45 項の内容を参照するような記述になっていることは理解できるものの、会計基準案第 8 項の内容だけでは、基準の利用者はその取扱いについて何も理解できない記載になっている。また、会計基準案の結論の背景にも第 8 項に関する取扱いは何も記載されていない。適用指針案第 5 項及び第 41 項の記述については、会計基準の方に記載する方が適当であると考える。

また、適用指針案第 5 項において、市場参加者が考慮するであろう資産又は負債に固有の要素には、資産の状態及び場所又は資産の売却及び使用に関する制限などが含まれることが記載しているが、これらを考慮すると判断した場合に公正価値の算定にあたって、当該要素をどのように反映させるか、例えば適用指針案第 8 項に記載されている、支配プレミアム、少数株主持分ディスカウント等をどのように反映させることが適当か、設例等において、具体的な方法を明示していただきたい。

（参照市場）（会計基準案第 9 項）

会計基準案第 9 項にある「資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場で行われると仮定する。」という「主要な市場アプローチ」を採用することに賛成する。

（最有効使用）（会計基準案第 40 項）

会計基準案第 40 項にも記載されているように、最有効使用の考え方は理解できるものの、複数考えられる使用方法のうち、何れが最有効使用であるのかを判断することは困難であると考えられる。

一般的に、不動産評価にあたっては、最有効使用の前提を置いているものと理解するが、それ以外の場合に、実務上、適用されることは稀であると考えられる。

会計基準案第 40 項の規定では、国際的な会計基準においては、現在の使用が最有効使用と異なるケースは稀であるという指摘に配慮し、現在の使用よりも有利な使用が存在するか否かについてあらゆる調査を行う必要はないとされており、本会計基準案においても同様の定めを設けている旨の記載がある。

一方で、「設例」においては、設例１・設例２において、最有効使用に該当するかどうかの評価のための例を記載されている。

企業結合により取得したソフトウェアや企業結合により取得した研究開発プロジェクトの最有効使用の評価は、実務上困難性が高く、このような評価を行うことが可能かどうか疑問であるが、この設例は、会計基準案第 40 項の規定との関係で、どのような意図で定めているのか、背景をご説明いただきたい。

（出口価格）（会計基準案第 30 項～34 項）

国際的な会計基準では、公正価値の定義に基づく価格は出口価格であるとされ、たとえば、企業結合時の取得原価の配分における時価を基礎とした測定を行うに当たって、有形固定資産についてコストアプローチを用いる場合であっても、売り手である市場参加者にとっての資産の価格は、同等の効用を有する代替資産を買手である市場参加者が再調達するために必要なコストとされ、このことから、このような場合であっても出口価格として整理されるとし、本会計基準においても、公正価値の定義に基づく価格は、出口価格に統一することとしたとされている。

現行基準において、貸付金や借入金の時価の算定にあたっては、現行の「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の設例等で、測定日（期末）時点で、新規に同様の貸付（又は借入）を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する旨の記載があり、実務上は広く適用されている算定方法と考えられる。公正価値に関する基準においては、このようなセカンダリー市場がほとんどない貸付金のような商品の「出口価格」の捉え方について、現行の考え方と変更がないかについて明確化していただきたい。

３．公正価値の算定方法

（ブローカー等の価格の利用について）（適用指針案第 30 項）

適用指針案第 30 項において、ブローカー等の価格の利用における留意点の記述があるが、不動産鑑定評価額をもって不動産等の公正価値として利用する場合も同様の留意点があると考えられる。「ブローカー等の価格の利用」という記載であると、金融商品を前提においての留意点のように誤解されるおそれがあるため、不動産等の評価における、不動産鑑定士の算定した不動産鑑定評価の利用についても合わせて記載を行う必要があると考える。

なお、ブローカー等の価格の利用にあたり、ブローカー等自身の信頼性のみならず、価格の算定方法並びに使用されるインプットについて、公正価値の定義を満たしているかどうかに加えて、レベル判定を行うことが必要であるため、ブローカー等からそのような情報を適切に入手できることが前提となる。

基準化にあたっては、ブローカー等の関係団体等が、上記情報の提供を行うことが前提となるため、基準の適用時期までに当該環境の確保がされる必要があるといった点を十分考慮の上で、適用時期及び移行措置等をご検討いただきたい。

４．公正価値に関する注記事項

（公正価値の算定方法等に係る注記事項）（適用指針案　第 36 項）

適用指針案第 36 項において、「「公正価値の算定方法等に係る事項」には、公正価値を算定するにあたっての用いられた評価技法、入力数値及び当該入力数値を設定するために用いた情報が含まれる。」とされているが、提案されている開示例には入力数値等に関する情報があまり開示されていないため、開示例にもう少し具体的に記載していただきたい。

（評価技法に変更がある場合の注記事項）（適用指針案第 36 項）

適用指針案第 36 項なお書きにおいて、評価技法に変更がある場合は、会計上の見積りの変更に該当するため、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額を開示することとされているが、「評価技法の変更」とは、レベル間の変更（レベルの変更につながるようなインプットの変更）も含まれるか否かが明確となっていない。この点について、明記いただければと考える。

レベル間の変更が含まれる場合には、開示が要求される「測定日の影響額」は測定日（つまり期末）の金額を記載するのか、もしくは、会社が会計方針として決定するレベル間の振替の認識時点（振替を生じさせる事象が発生した日、事業年度の期首又は期末のいずれか）での影響額を記載するのかを明確にしていただきたい。

（レベル間の振替を行う場合の注記事項）（適用指針案第 37 項、参考　［開示例１］）

適用指針案 37 項において、「公正価値のレベル別の内訳」を注記するにあたり、各レベル間の振替をいつ認識するかの方針を記載することとしているが、レベル間の振替は、レベル 3 との間の振替とは限らないため、開示例１の１(3)における方針の注記だけでなく、(2)にも、当該方針を記載することが開示例として適当であると考える。

（他の注記との関連性について）（適用指針案　参考　［開示例２］）

開示例２の１(1)で「金融商品の時価等に関する事項」の注記を参照することとしているが、具体的に参照元の「金融商品の時価等に関する事項」の注記でどのように記載しているかも、開示例において示していただきたい。

（開示例における金額の表示について）（適用指針案　参考　［開示例］）

開示例における文言と金額の表示が整合するように、例えば明らかに該当がないものについては、金額を「×××」と記載するのではなく、「－」と記載するなど工夫をしていただきたい。

以上